

東日本旅客鉄道株式会社

常務執行役員 新幹線統括本部長 川合 正敏 殿

J R 東日本輸送サービス労働組合

中央執行委員長 佐々木 宏充

「2021年3月ダイヤ改正等について」に関する申し入れ

【東京新幹線運輸区】

2021年3月ダイヤ改正では、東北・北海道新幹線や上越新幹線の利便性向上として、上野～大宮間の速度向上を実施した所要時間の短縮、一部「やまびこ・つばさ」の列車時刻の見直し、「はやぶさ」の列車体系の見直し、上越新幹線にはE7系を追加投入し一部の「たにがわ」の列車時刻の見直し、また、東京新幹線運輸区を設置し安全・サービス品質の更なるレベルアップと輸送の安定性の維持及び効率的な業務体制の実現を目指していくとの提案を受けました。さらに、就業規則第48条別表第1（以下、「就業規則別表第1」）に定める乗務主務、乗務主任、乗務指導係、乗務係については、就業規則別表第1に定める各業務に関する必要な教育を行ったうえで、順次、担当業務間の相互運用を行うことも提案されました。

提案では、業務に必要な標準数について、これまで「運転士」「車掌」と分けて示していたものを「乗務」として示されています。これは、「新たなジョブローテーション」の実施によって、職名としてあった「運転士」「車掌」を担務とし「乗務職」に変更を行ってきたことに起因していることは理解できます。しかし、列車の運行に必要な「運転士」と「車掌」それぞれの標準数を定めずに業務に必要な要員は確保しているとの主張を繰り返す姿勢からも、行路数、波動数などの業務量に応じた要員算出が適正に行われているのか不明確なものであり、真実を覆い隠していると言わざるを得ません。

また「乗務職」として担当業務間の相互運用を行うことは、運転取り扱い業務を遂行する上での「判断力や行動力」、「安全性や専門性」が低下することは明らかです。さらには「新たなジョブローテーション」の実施により経験労働が阻害されているなかで、仕事の本質や仕組み、ルールを理解力が低下し取扱い誤りの増加を引き起こしかねません。

「2020年3月ダイヤ改正の検証申し入れ」の団体交渉では、乗務員勤務制度の見直しにおける「効率化のさらなる追求」による睡眠を目的とした乗務の中断や食事を目的とした乗務の中断の拡大を求めました。また前夜出勤の増加、短時間行路の設定時間などの改善を次期ダイヤ改正で行うことを求め、会社回答では乗務員勤務制度に則り、働きやすい環境の整備に向けて、現場実態に即して可能な限り調整していくことを確認しています。

安全・安定輸送を前提として、利便性とお客さまへのサービス向上に繋げるとともに、組合員の働きがいを出し、「鉄道安全」と「労働安全」の実現を図っていかねばならないと考えています。

したがって、以下の通り申し入れますので会社の真摯な回答と議論を要請します。

記

【共通】

1. 東京新幹線運輸区担当の行路を、運転士・車掌共に全体的に増やすこと。
2. 安全・安定輸送を確保するための運転士・車掌の標準数が明確でないため、標準数の提案は、就業規則第48条別表第1によらず運転士・車掌と分けて提案すること。
3. 2021年度における新幹線の臨時列車等の輸送計画および波動要員数を運転士・車掌別に示すこと。なお、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」開催に伴う要員算出の考え方を明らかにすること。
4. 「2021年3月ダイヤ改正等について」の提案事項である相互運用について東京新幹線運輸区における考え方を明らかにすること。
5. クロス提示においては、十分な労使議論を保障するためにも、成案になり次第速やかに示すこと。

【運転士】

1. 以下の行路においては業務内容に偏りが見受けられ、負担が明らかなため、業務内容の平準化に努めること。
 - ① 611行路 8時42分出勤で高崎行最終電車まで乗務
 - ② 612行路 9時54分出勤で長野行最終電車まで乗務
2. 東京駅からの下り列車において、長野・新潟・越後湯沢・高崎・仙台・那須塩原までの最終電車が全て東京新幹線運輸区担当となっているため、他区所との負担の平準化に努めること。
3. 技術力の維持・向上の観点から、北陸行路を増とするとともに、仙台以北の行路を4行路とすること。
4. 在宅休養時間確保の観点から、以下の通り行路を設定すること。
 - ① 日勤行路の出勤時刻を7時30分以降とすること。
 - ② 日勤行路の退勤時刻を19時前とすること。
 - ③ 明けの退勤時刻を13時前までの設定とすること。
5. 117-1行路の労働時間Aを14時間以内とすること。
6. 以下の行路を持ち替えて、拘束時間を短縮すること。
 - ① 212行路の711Cと214行路の653Bを持ち替えること。
 - ② 103行路の717Cと212行路の813Eを持ち替えること。
7. 泊まり行路の夕食を目的とした乗務の中断時間を最低60分確保すること。

【車掌】

1. 在宅休養時間確保の観点から日勤行路・泊り行路の出勤時刻を8時30分以降とすること。
2. 食事を目的とした乗務の中断の拡大の為に、次列車が始発にあたる場合は着発90分、乗り継ぎの場合は着発80分確保すること。具体的に以下の通りとすること。
 - ① 1106行路は、213Bを145B（他区持ち）担当または3035B（他区持ち）担当の仙台乗り継ぎにすること。
 - ② 1109行路は、279Bを281B担当（1105行路と持ち替え）とすること。
 - ③ 1110行路は、3042Bを東京まで通しで担当とすること。
 - ④ 1201行路は、414Cの東京到着時刻を繰り上げること。
 - ⑤ 1281行路は、571Eを3511E（他区持ち）と持ち替えること。
3. 1251行路の拘束時間の短縮を図ること。
4. 1104行路の217B担当を3041B（他区持ち）担当と持ち替え、新青森まで担当とすること。
5. 1202行路明け・東京駅での472C～2403Cの乗り継ぎ時間が僅少のため拡大すること。
6. 東京新幹線運輸区の車掌の乗務担当から山形新幹線「つばさ」を外した理由を明らかにすること。なお、安全・サービス品質のレベルアップを図り、かつ異常時対応力を強化していくために山形新幹線「つばさ」の東京～山形間を定期行路として設定すること。

以 上